

「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金 (調整給付金)のご案内

「定額減税」とは？

納税者及び同一生計配偶者または扶養親族1人につき、
4万円〔令和6年分の**所得税から3万円**
令和6年度分の**個人住民税所得割から1万円**〕

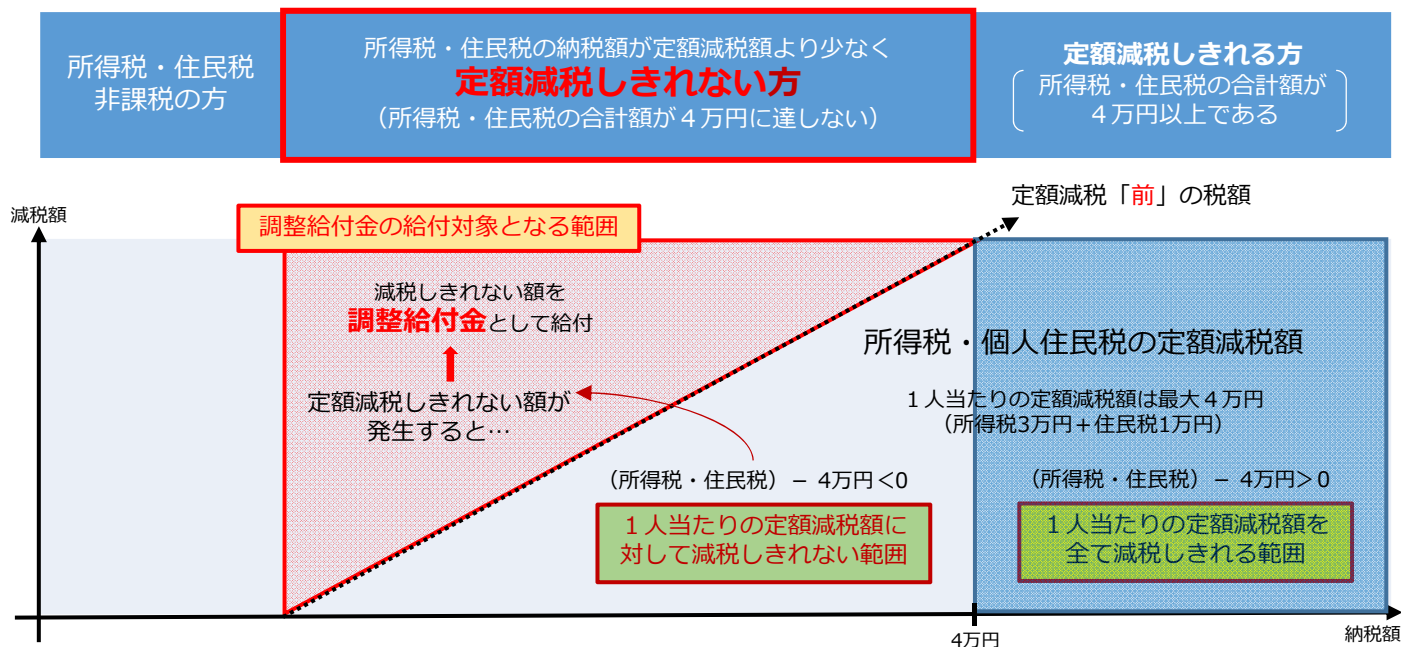
の減税が行われるものです。※1

「調整給付金」とは？

定額減税の際、**定額減税しきれないと見込まれる方**に対して
当該定額減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した額を
六ヶ所村より「調整給付金」として給付します。※2、3

「定額減税」と「調整給付金」のイメージ

定額減税「**しきれる**」範囲と「**しきれない**」範囲は以下のようになります。
定額減税しきれないと見込まれる場合は調整給付金の給付対象となります。



※1) 所得税定額減税の詳細は、お勤めの会社若しくは国税庁や総務省ホームページをご覧ください。

個人住民税(均等割)は、定額減税の対象外です。住民税定額減税の詳細は、村ホームページをご覧ください。

※2) 調整給付金は、令和5年の課税状況に基づき給付額を算定のうえ**六ヶ所村より給付**します。

定額減税対象者の全ての方が調整給付金の給付対象者にはなりませんのでご注意ください。

令和6年分の所得税が令和5年分の所得税よりも減少した場合等には、令和6年分の所得税の確定後に給付金を追加で給付する場合があります。

※3) 所得税及び個人住民税所得割それぞれで定額減税しきれない額を算出し、両者を合算の上1万円単位に切り上げた額が調整給付金の給付額となります。

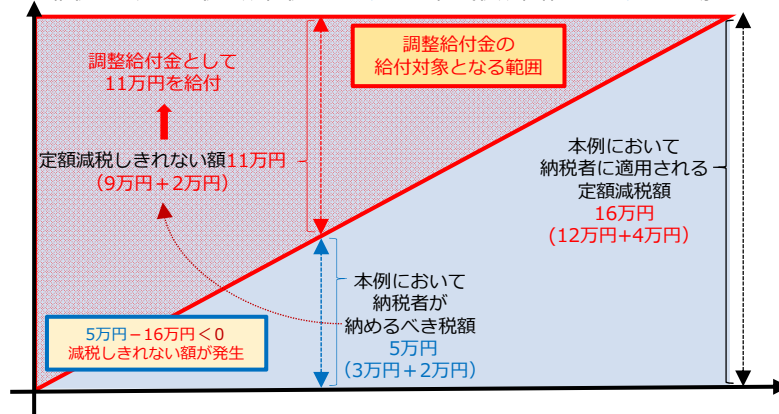
問い合わせ先

六ヶ所村役場 税務課 ☎0175-72-8019

調整給付金の給付対象者および給付例について

- 所得税と個人住民税所得割の少なくとも一方を納められており、定額減税しきれない額と見込まれる方が調整給付金の給付対象者です。下図の**赤枠**で囲まれている部分が調整給付に該当します。

例) 納税者1人、扶養家族3人の4人家族（納税者、配偶者、扶養親族2人）
納税者の定額減税前所得税額が3万円・住民税所得割額が2万円の場合（※4）



- 納税額：所得税3万円（納税者本人が納める税額）
住民税2万円（ " " ）
- 減税額：所得税12万円（3万円×4人）
住民税 4万円（1万円×4人）…合計16万円
- 減税額の計算方法
納める税額 - 定額減税額
〔 所得税：3万円 - 12万円（9万円が減税しきれない）
住民税：2万円 - 4万円（2万円が減税しきれない）
↓
定額減税しきれない所得税分9万円と住民税分2万円を合計した11万円を調整給付金として納税者本人に給付します

※4）所得税及び個人住民税において、扶養親族等として申告されている方が、定額減税及び調整給付金の算出基礎となります。詳しくは国税庁や総務省ホームページをご覧ください。

調整給付金の給付手続きについて（現在準備中です）

調整給付金給付対象者の方には村から確認書をお届けします。

- 給付金を受け取るには、**確認書の返信が必要**です。
- 確認書の記載内容をご確認のうえ、必要事項を記入し、本人確認書類等と一緒にご返信ください。



調整給付金の給付手続きについては現在準備中です。
詳細が決まり次第ホームページ等で手続き方法をお知らせいたします。

定額減税をかたる振り込め詐欺等にご注意ください！



「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（「調整給付金」）の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、六ヶ所村役場税務課や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLへのアクセスや個人情報は入力せず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。